

令和 8 年度 第 6 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 8 年 9 月 2 4 日 (木)			
開 催 場 所	役場 2 階 会議室 1			
開 催 日 時	令和 8 年 9 月 2 4 日 午後 1 時 3 0 分 開 会			
	令和 8 年 9 月 2 4 日 午後 2 時 2 2 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号	3 番	宮嶋 扶喜子		
	6 番	玉城 健次		
議事録署名委員	7 番	平安山 良也	1 番	具志 俊仁

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、ただ今から令和 8 年度 第 6 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 6 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美（たから ことみ）さん、議事録署名委員には、7番 平安山 良也（へんざん よしや）委員、1番 具志 俊仁（ぐし としひと）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について 報告3 農業用施設届出書の報告について 報告4 農業者年金加入推進計画について 以上です。
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第25号 非農地証明願いについて 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第24号から第26号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが8件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 54 分 再開 午後 2 時 12 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 4 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については、200 日以上従事する新規就農者で、令和 8 年 9 月 15 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	続きまして、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委 員	議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号3番については、150日以上従事する新規就農者で、令和8年9月15日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第25号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第25号「非農地証明願いについて」を説明いたします。お手元の議案書5ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第25号「非農地証明願いについて」を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	ここの現況は雑種地となっていますがどんな状況ですか。
事 務 局	資料で説明したとおり、ヤードとなっています。海洋博頃から畑としては使われていないとのことでした。

議 長	議案第 25 号「非農地証明願いについて」、整理番号 1 番については 多数決としたいと思います。賛成と思う方は挙手をお願いします。 賛成 5 名 ・ 反対 0 名により、整理番号 1 番については 可決 としてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	議案第 25 号「非農地証明願いについて」、整理番号 1 番については 可決といたします。 続きまして、議案第 25 号「非農地証明願いについて」、整理番号 2 番から 4 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 25 号「非農地証明願いについて」整理番号 2 番から 4 番に ついては異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請につ いて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可 申請について」を説明いたします。 お手元の議案書 6 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請 について」の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農 地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当 しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行っ た委員から報告をお願いします。

委 員	議案第 2 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、令和 8 年 9 月 1 5 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。 以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 2 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 2 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。

